

たかしんフリーローンSERE-KURU

2024年6月現在適用中

1. 商品名	たかしんフリーローンSERE-KURU
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> 以下の①～④の全ての要件を満たす方 <ul style="list-style-type: none"> ①当金庫の営業地区内に居住又は勤務する方 ②申込時年齢が満20歳以上65歳未満の方 ③安定継続した収入のある方 ④しんきん保証基金の保証を受けることのできる方 WEB完結型ローンの利用ができる方 <ul style="list-style-type: none"> 上記①～④に該当する方で、下記の⑤～⑦の要件を満たす方 <ul style="list-style-type: none"> ⑤当金庫に普通預金口座(キャッシュカード発行済)をお持ちの方 ⑥運転免許証またはパスポートをお持ちの方 ⑦当金庫所定の本人確認手続きが完了している方
3. お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> 自由(おまとめ資金も可。ただし、事業性資金専用および投機的な性格の資金は不可)
4. ご融資限度額	<ul style="list-style-type: none"> 1万円以上500万円以内
5. ご融資期間	<ul style="list-style-type: none"> 3か月以上10年以内
6. ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> 固定金利 当金庫所定の利率を適用させていただきます
7. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> 元金均等または元利均等毎月返済・ボーナス月増額返済も可(ただし、ボーナス返済部分の元金はご融資金額の50%以内)
8. 担保・保証人	<ul style="list-style-type: none"> 担保・保証人ともに必要ありません
9. 保証会社	<ul style="list-style-type: none"> しんきん保証基金
10. 保証料	<ul style="list-style-type: none"> ご融資利率に含みます
11. ご用意いただく書類	<ul style="list-style-type: none"> ①本人確認書類 運転免許証(表裏) <ul style="list-style-type: none"> (取得していない場合は、健康保険証・パスポート・顔写真付住民基本台帳カード・運転経歴証明書等) ②所得証明書(ご融資金額300万円を超える場合) <ul style="list-style-type: none"> ・給与所得者の方 前年の源泉徴収票または公的機関発行の所得証明書) ・個人事業者の方 税務署の受付印のある確定申告書の写しまたは公的機関発行の所得証明書のいずれか ・年金受給者の方 年金振込通知書、年金額改訂通知書、年金決定通知書等 【WEB完結ローンの場合】 <ul style="list-style-type: none"> ・ご本人確認資料(アップロード) <ul style="list-style-type: none"> ①運転免許証(表裏) ②パスポート(顔写真入りページ、所持人記入欄、外務大臣印ページ)
12. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 当金庫ホームページをご覧ください
13. 苦情処理措置 紛争解決措置	<p>【苦情処理措置】本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部お客さま相談担当(電話:0120-06-1152 9:00～17:00)にお申し出下さい。</p> <p>【紛争解決措置】</p> <p>東京弁護士会 紛争解決センター(電話:03-3581-0031 9:30～12:00/13:00～15:00)、第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3595-8588 10:00～12:00/13:00～16:00)、第二東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3581-2249 9:30～12:00/13:00～17:00)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部お客さま相談担当または全国しんきん相談所(電話:03-3517-5825 9:00～12:00/13:00～17:00)にお申し出ください。また、お客さまから上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)</p> <p>②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部お客さま相談担当もしくは全国しんきん相談所にお問合わせ下さい。</p>
14. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> お申込に際しては、審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。 ご返済の途中で繰上返済等返済条件を変更された場合には、「各種手数料のご案内」記載の事務手数料をお支払いいただきます。 現在のご融資利率や返済額の試算につきましては、融資担当者までお気軽にお問い合わせください。